

## 三井住友銀行の引落明細管理サービス“パーフェクトクリア”利用規定(2024年6月改定)

### 1. サービスの内容

(1)当行は、貴社のために、「引落明細管理サービス“パーフェクトクリア”利用申込書兼手数料引落依頼書」(以下、「パーフェクトクリア利用申込書」という)4. の「口座振替専用口座」に定める貴社名義の口座振替専用の当座もしくは普通預金口座(以下、「口座振替専用口座」という)をパーフェクトクリア利用申込書4. にて届け出た口座振替専用口座開設店以下、「口座振替専用口座開設店」という)に開設します。口座振替専用口座の口座番号については、当行から貴社に対して別途通知します。

(2)口座振替専用口座開設店の支店名、店番号、および口座振替専用口座番号、ならびにパーフェクトクリア利用申込書5. の「出金指定口座」にて貴社が指定する預金口座(以下、「出金指定口座」という)の科目、口座名、お届け印が記入、押捺された「預金口座振替依頼書」(それに類する依頼書を含む。以下、「口座振替依頼書」といい、同依頼書に基づく契約を「口座振替契約」という)を、貴社より当行に対して別途提出(収納機関経由で当行に対して提出される場合も含む)していただきます。

(3)本条第2項に従い口座振替依頼書が当行に対して提出され、所定の手続が終了したのち、収納機関より当行に対して口座振替専用口座にかかる請求書が送付されたときに、当行は、貴社がこれまでに提出した、または今後提出する口座振替依頼書の口座振替規定(およびそれに類する規定等を含む。以下、「口座振替規定」という)にかかわらず、貴社に通知することなく当該請求書記載の金額を出金指定口座から引落しうえ当該収納機関に対して支払います。当行は普通預金規定(総合口座取引規定含む)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出なしに当該金額を引落したうえで支払うものとします。

(4)貴社がこれまでに提出した、または今後提出する口座振替依頼書の口座振替規定にかかわらず、振替日において請求書記載金額が出金指定口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、当行は貴社に通知することなく請求書を返却します。但し、振替日以降任意の日に、収納機関から請求のあった金額(振替日請求額の全部または一部)を引落したうえで支払うことがあります。

(5)当行は本条第3項及び第4項に基づき出金指定口座から支払われた当行所定の口座振替明細(以下、「支払済明細」という)を、パソコンバンクサービス、コンピュータバンクサービス(以下、「ファームバンキングサービス」という)および Web21 により提供します。この場合、別途ファームバンキングサービスまたは Web21 のいずれかの申込みが必要です。但し、既にファームバンキングサービスまたは Web21 への申込みを行っている場合には、新たな申込みは不要です。

(6)当行は本条第3項及び第4項に基づき出金指定口座から支払われる予定の当行所定の口座振替明細(以下、「支払予定明細」という)をファームバンキングサービスによって入手可能な「事前照会サービス」を提供します。

この場合、別途ファームバンキングサービスの申込みが必要です。但し、本条第5項において支払済明細の提供を受けるために既にファームバンキングサービスへの申込みを行っている場合には、新たな申込みは不要です。なお、支払予定明細は個別の支払停止等により実際の引落しとは一致しない場合があります。

### 2. 口座振替専用口座のサービス規定

(1)口座振替専用口座は、パーフェクトクリア利用申込書が貴社より提出され、当行が所定の手続を行うことにより開設されるものとし、別途署名鑑・印鑑届の提出は不要とします。

(2)口座振替専用口座は、第1条の目的に沿ってのみ使用するものとし、入金、出金その他次の各号に定めるサービスは対象とはしません。

- ①取引情報照会
- ②通帳、当座入金帳の発行
- ③キャッシュカードの発行
- ④残高証明書の発行
- ⑤小切手帳の交付
- ⑥手形帳の交付

(3)口座振替専用口座は、付利計算の対象とはしません。

### 3. 免責事項

以下の場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

(1)当行で口座振替を行っていない収納機関により引落依頼がなされた場合や、本利用規定が対象としない引落し依頼がなされたことにより、出金指定口座からの出金及び収納機関への支払いが行われなかった場合、ならびに収納機関から都度引落依頼がなく定期的に引落しがなされたことなどにより、支払予定明細に掲載されなかった場合。

(2)第1条第3項および第4項に基づく出金指定口座からの資金の引落および支払いにつき、収納機関その他からの異議等がなされたとき。

### 4. 解約等

(1)貴社について次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は何ら通知催告等をしなくても本契約を解除することができますものとしてします。

①当行に支払うべき本サービスの手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき

②支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき

③手形交換所の支払停止処分を受けたとき

④住所変更の届出を怠る等により、当行において貴社の所在が不明になったとき

(2)貴社について次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも通知によって本契約を解除することができるものとしてします。

①1年以上にわたり本サービスの利用が無い場合

②貴社が当行との取引規定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合

③出金指定口座が解約されたとき

(3)貴社が商号、代表者、住所その他の届け出事項の変更の届出を怠ったため、本条第2項による解約の通知が貴社に延着し、または到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとします。

(4)本契約が解約・解除等により終了したときは、口座振替契約についても口座振替規定にかかわらず終了するものとします。但し、本契約終了手続完了前に収納機関より請求書が送付されているものについては、請求のあった金額を引落したうえで支払うことがあります。

(5)本契約が解約・解除等により終了した後に口座振替専用口座につき請求書が送付されたときは、当行は貴社に通知することなく、当該請求書を返却します。当行が当該請求書を返却したことにより貴社に損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 5. 手数料

当行は、貴社が支払うべき本サービスの所定の手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定含む)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出なしに、パーフェクトクリア利用申込書3. に定める「手数料引落口座」から当行所定の日自動的に引落します。

## 6. 契約期間

本サービスの当初契約期間はサービス開始日から起算して1年間とし、期間満了3ヶ月前までに貴社または当行の書面による解約の意思表示がないときは、更に同一の条件を以って1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 7. 規定の変更

(1)当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

(2)本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

## 8. 規定の適用

本契約に定めのない事項は普通預金規定(総合口座取引規定含む)、当座勘定規定、口座振替規定、「三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定」、Web21 利用規定および ValueDoor 利用規定の定めるところによるものとします。

以上